



平成26年 第1回定例会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



平成26年2月27日（木）開会

平成26年2月27日（木）閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

第1号（2月27日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のために出席した者の職氏名	2
職務のために出席した事務局職員職氏名	3
開会（午後1時00分）	3
野志広域連合長の招集あいさつ	3
開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸般の報告	4
日程第4 議案第1号 平成25年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算（第3号）	4
青木事務局長の提案説明	4
表決	5
日程第5 議案第2号・第3号（2件一括上程）	5
青木事務局長の提案説明	5
表決	7
日程第6 議案第4号・第5号（2件一括上程）	8
青木事務局長の提案説明	8
表決	9
閉議	9
野志広域連合長の閉会あいさつ	9
閉会（午後1時30分）	9

平成26年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成26年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について、次のとおり告示する。

平成26年2月20日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について

- 1 日 時 平成26年2月27日(木) 午後1時00分
- 2 場 所 松山市三番町四丁目9番地6
NBF松山日銀前ビル 4階 第1会議室

平成26年2月27日(木曜日)

議事日程 第1号

2月27日(木曜日) 午後1時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

会期の決定

日程第3

諸般の報告

日程第4

議案第1号 平成25年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第5

議案第2号 平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第3号 平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第6

議案第4号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

会期の決定

日程第3

諸般の報告

日程第4

議案第1号

日程第5

議案第2号

議案第3号

日程第6

議案第4号

議案第5号

出席議員 (21名)

1番	山口最丈	2番	遠藤美武
3番	寺井克之	4番	清水宣郎
5番	長野和幸	6番	堀田順人
8番	大城一郎	9番	伊藤優子
10番	白籬愛一	12番	伊藤孝司
13番	清水裕	14番	武智邦典
16番	三好幹二	17番	高須賀功
19番	高野宗城	20番	白石勝也
21番	佐川秀紀	22番	稲本隆壽
24番	関本良夫	25番	松浦司
26番	清水雅文		

欠席議員 (5名)

7番	石橋寛久	11番	真鍋和年
15番	篠原実	18番	上村俊之
23番	吉川保吉		

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	野志克仁	副広域連合長	石川勝行
副広域連合長	山下和彦	監査委員	清水一夫
会計管理者	嶋啓吾	事務局長	青木正行
事務局次長兼総務課長	中越敏彰	事業課長	越智正夫

職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長 河 端 宏 二 資格管理係長 原 亮
医療給付係長 藤 田 隆 二

◆◆◆ 午後1時00分開会 ◆◆◆

○寺井議長 ただいまから平成26年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

◆◆◆ 広域連合長招集あいさつ ◆◆◆

○寺井議長 広域連合長より、今議会招集のあいさつがあります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

○野志広域連合長 本当に皆様方お忙しい方ばかりでございますのに、このようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。本日、ここに愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方のご参集をお願い申し上げ、平成26年第1回定例会を開会するに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、平素から、当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、制度の施行から既に5年が経過致しまして、広域連合としての運営実績が着実に築き上げられているものと思っております。一方で、近年の急速な高齢化の進展や医療技術の高度化等により、医療を取り巻く環境は大きく変化し、今後においても高齢者医療費は増大していくことが見込まれます。

このような中、当広域連合では、次期財政運営期間である平成26年度、27年度の医療給付に必要な財源を確保するため、保険料率の見直しを行い、今回、料率改定の関係議案を提出させていただいております。この保険料率につきましては、現在見込まれる剰余金と県で管理しております財政安定化基金を活用しまして、可能な限り引き上げ幅の抑制を図った次第でございます。

そのほか、平成25年度特別会計補正予算案、平成26年度一般会計・特別会計予算案など重要案件についても提出させていただいております。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。今議会の招集のご挨拶とさせていただきます。皆様方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

○寺井議長 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程第1号のとおりであります。

◆◆◆ 会議録署名議員の指名 ◆◆◆

○寺井議長 まず、**日程第1、「会議録署名議員の指名」**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において、22番稲本議員、24番関本議員を指名致します。

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

○寺井議長 次に、**日程第2、「会期の決定」**を議題と致します。

お諮り致します。今期、定例会の会期は本日1日と致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○寺井議長 ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定を致しました。

◆◆◆ 諸 般 の 報 告 ◆◆◆

○寺井議長 次に、**日程第3、「諸般の報告」**を申し上げます。

監査委員からお手元配付の監査等結果報告一覧表のとおり2件の報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◆◆◆ 議 案 第 1 号 ◆◆◆

○寺井議長 次に、**日程第4、「議案第1号「平成25年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」**を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。青木事務局長。

[青木事務局長 登壇]

○青木事務局長 それでは補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。議案第1号、平成25年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の後期高齢者医療特別会計補正予算は2点ございます。まず、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ14億5,930万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,904億9,698万9千円と定めるものでございます。

もう1点は、債務負担行為の補正でございます。詳細につきましては、5ページからの歳入歳出補正予算

事項別明細書によりご説明させていただきます。

7ページをお開きください。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

7款1項1目「繰越金」の補正額14億5,930万7千円は、今回の補正予算の財源として前年度からの繰越金を計上致しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」、4目「療養給付費国庫負担金等償還金」の補正額14億5,930万7千円は、平成24年度において、国より交付された療養給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過分を国に返還するものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。債務負担行為の補正につきましてご説明申し上げます。

「被保険者証等作成及び封入封緘等業務委託」につきまして債務負担行為を追加するものであります。これは、平成26年8月に被保険者証の一斉更新を行うことから、被保険者証の作成等に係る業務委託について、25年度中に入札等の業務が必要となるため期間と限度額を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○寺井議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号、平成25年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○寺井議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◆◆◆ 議案第2号・第3号 ◆◆◆

○寺井議長 次に、**日程第5、議案第2号「平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第3号「平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」**の2件を一括議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。青木事務局長。

[青木事務局長 登壇]

○青木事務局長 議案第2号及び議案第3号につきましては、別冊となっております「平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算書」により一括してご説明申し上げます。予算書を2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

まず、議案第2号「平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,982万8千円と定めております。詳細につきましては予算説明書によりご説明いたします。

5ページをお開きください。ここには、歳入の総括を、次の6ページには歳出の総括を記載しております。

合計額は、歳入歳出ともに1億8,982万8千円で、前年度と比較してマイナス90万1千円、約0.5%の減となっております。

次に7ページをご覧ください。歳入の主なものは、1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町負担金」1億8,839万8千円で、広域連合の組織運営に係る事務費に対する県内20市町からの事務費負担金でございます。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。8ページをお開きください。

下段の2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の1億8,793万2千円は、組織の運営にかかる経費でありまして、主なものは、9ページになりますが、19節「負担金、補助及び交付金」1億7,606万2千円で、各市町からの派遣職員25名分の給与等負担金などがございます。このほか、議会費、選挙費及び監査委員費などの経費を計上いたしております。

以上が、一般会計に関する説明でございます。

続きまして、13ページをお開きください。

次に、議案第3号「平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,934億1,356万4千円と定めております。第2条では、一時借入金の限度額を150億円と定めております。これは特別会計の一か月分の支出見込額に相当する額でございます。

詳細につきましては、予算説明書でご説明いたします。19ページをお開きください。

ここには歳入の総括を、次の20ページには歳出の総括を記載しております。合計額は、歳入歳出ともに1,934億1,356万4千円で、前年度と比較して58億109万1千円、約3.1%の増となっております。これは主に、被保険者数の増と一人当たりの医療費の増加に伴う医療給付費の増によるものでございます。

次に、21ページをご覧ください。歳入の主なものをご説明いたします。

1款「市町支出金」1項「市町負担金」1目「保険料等負担金」の159億3,255万3千円は、被保険者の方が納めました保険料及び法令上の保険料軽減分を補てんする保険基盤安定に係る負担金でございます。前年度と比較して、保険料率の改定等により6億1,050万円の増となっております。また、2目「療養給付費市町負担金」の153億6,801万4千円は療養給付費に係る定率の市町負担金でございます。前年度と比較して3億9,368万5千円の増となっております。

続きまして、2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費国庫負担金」の460億2,447万1千円は療養給付費に係る定率の国庫負担金で、2目「高額医療費国庫負担金」の6億7,961万8千円はレセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に係る国庫負担金でございます。

次に2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目「財政調整交付金」の181億9,558万7千円は、広域連合間の財政力を調整するための国からの交付金でございます。

22ページをお開きください。上段の5目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の12億2,278万3千円は、元被扶養者及び低所得者の保険料軽減特例措置に要する経費に対する財源として、国から交付されるものでございます。この交付金につきましては、従来は、前年度に前倒しで交付されていたことから補正予算で措置しておりましたが、平成26年度より国の交付時期が当年度になったことから、当初予算での計上となっております。

次に、3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費県負担金」の153億6,801万4千円は、療養給付費に係る定率の県負担金で、2目「高額医療費県負担金」の6億7,961万8千円は、レセプト

1件当たり80万円を超える高額医療費に係る県負担金でございます。

4款「支払基金交付金」1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」の779億4,985万6千円は、現役世代からの後期高齢者医療への支援金でございます。前年度と比較して12億3,912万8千円の増となっておりますが、これは、医療給付費の増によるものでございます。

次に、23ページをご覧ください。2段目の6款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」の13億3,254万5千円は、元被扶養者及び低所得者に対する保険料軽減特例措置の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れるものでございます。前年度と比較して、4,175万3千円の増となっておりますが、これは対象者数の増加によるものでございます。

次に、24ページをお開きください。下段の9款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」の3億2,809万5千円は、交通事故などの第三者の行為により生じた医療給付に対し、過失割合に応じ、加害者から損害賠償金として納付されるものでございます。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。

25ページをご覧ください。1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の2億4,939万5千円は、被保険者の資格管理や給付事務に係る通信運搬費や委託料、及び電算機器の賃借料などがございます。

続きまして、26ページをお開きください。中段の2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」の1,817億3,820万円は、医療機関等に支払う医療費の現物給付であり、前年度と比較して47億5,045万1千円の増となっておりますが、これは、被保険者数の増加や、一人当たりの医療費の増によるものでございます。また、2目「療養費」の11億5,830万円は、柔道整復師やマッサージ師の施術などに伴う療養費でございます。4目「審査支払手数料」の5億1,148万7千円は、国保連合会で行っておりますレセプトの審査や、医療機関等への医療費の支払などにかかる手数料でございます。

次に、2款「保険給付費」2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」の76億8,630万円と、2目「高額介護合算療養費」の1億7,740万円は、被保険者の医療費負担のうち、法令で定める限度額を超えた部分について、被保険者及び医療機関へ支払うものでございます。

次に、27ページをご覧ください。2款「保険給付費」3項「葬祭費」1目「葬祭費」の2億6,000万円は、被保険者が死亡した際に葬祭執行者に2万円を支給するものでございます。

次に、3款1項1目「県財政安定化基金拠出金」の8,527万4千円は、給付費の増加等による財政の影響に対応するため、愛媛県が設置する財政安定化基金に、国・県・広域連合がそれぞれ3分の1ずつ同額を拠出し積み立てるものでございます。前年度と比較して6,327万6千円の減となっておりますが、これは、国が定める標準的な拠出率が引き下げられたことによるものでございます。

次に、28ページをお開きください。5款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」1目「健康診査費」の1億5,016万3千円は、各市・町において実施している健康診査に対する委託料などがございます。

次に、6款「基金積立金」1項「基金積立金」1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」の12億2,278万3千円は、歳入でご説明申し上げました、低所得者等の保険料軽減特例措置の財源として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○寺井議長 以上で報告は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号「平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第3号「平成26年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

予算」の2件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○寺井議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定を致しました。

◆◆◆ 議案第4号・第5号 ◆◆◆

○寺井議長 次に、**日程第6、議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」及び議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」**の2件を一括議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。青木事務局長。

[青木事務局長 登壇]

○青木事務局長 議案第4号及び、議案第5号につきまして一括してご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

まず、議案第4号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、平成26・27年度保険料率の改定と、保険料の賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減対象の拡大、並びに保険料軽減特例措置の継続にかかる所要の規定の整備を図るものでございます。

まず、保険料率の改定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づき、現行の保険料率を改定し、平成26年度及び27年度の2年間の財政運営期間における保険料率を定めるものでございます。近年におきましては、高齢化の進展による被保険者数の増加や医療技術の高度化による一人当たり医療費の増大に伴い、医療給付費が年々増加していることから、その財源の一部となる保険料も増額せざるを得ない状況となっております。しかしながら、少しでも被保険者の皆様のご負担を軽減するため、剰余金及び県の財政安定化基金を最大限活用し、上昇抑制を図ったものでございます。具体的に申し上げますと、所得割率は8.72%から9.05%に、均等割額は4万4,194円から4万5,231円となり、一人当たりの保険料は、平成24・25年度と比較しまして0.93%の上昇となっております。

次に、保険料の賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減対象の拡大につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に基づき、より負担能力に応じた保険料にするため、保険料の賦課限度額を現行の年55万円から57万円に引き上げる一方、低所得者の負担軽減の観点から、均等割の2割軽減及び5割軽減の対象を拡大するものでございます。

最後に、保険料軽減特例措置の継続につきましては、平成25年度まで特例的に措置していた、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者に対する保険料負担の追加軽減措置を国の方針に基づき平成26年度も継続するため、保険料の減額にかかる特例を追加するものでございます。

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

議案第5号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、先ほど議案第4号で申し上げました、平成26年度における元被扶養者及び低所得者の保険料を特例的に減額するための財源に基金を充てるため、所要の規定を整備するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○寺井議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」及び議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」の2件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○寺井議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、日程は全て終了致しました。

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

○寺井議長 したがって、本日の会議を閉じます。

◆◆◆ 広域連合長閉会あいさつ ◆◆◆

○寺井議長 閉会にあたり、広域連合長からあいさつがあります。

[野志広域連合長 登壇]

○野志広域連合長 平成26年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には平成25年度補正予算、26年度当初予算及び条例改正についてご審議をいただき、ご決定を賜りまして、ここに滞りなく会議を終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

今回ご決定いただきました、次年度以降の保険料率につきましては、被保険者の皆様に対しまして、大きな混乱を招くことのないよう、十分な周知を行っていく所存でございます。

今後も、被保険者の皆様が、安心して医療を受けられるよう、各市町と連携を図りながら、現行制度の円滑かつ安定的な運営に努めてまいりますので、議員の皆様にも引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○寺井議長 これをもちまして、平成26年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会致します。

午後1時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 寿井克之

議員 橋本隆壽

議員 関本良夫